

別表第 1（第 4 条関係）

種 別	単 位	使 用 料	
		永代使用料(円)	永代管理料(円)
個別埋蔵施設	一体につき	170,000	130,000
	二体につき	340,000	130,000
合同埋蔵施設	一体につき	15,000	85,000

※ 上記「永代管理料」には別途消費税が課税される。

別表第 2（第 9 条第 1 項関係）

種 別	手 数 料（税込）	
	単 位	金 額(円)
第 7 条の規定による書替え	一件につき	800
第 8 条の規定による再交付	一件につき	800
郵便等による手続きの場合は、係る実費を加算した額とする。		

別表第 3（第 9 条第 2 項関係）

種 別	手 数 料	
	単 位	金 額(円)
第 9 条第 2 項の規定による銘板	一体につき	10,000

※ 上記「銘板手数料」には別途消費税が課税される。